

資料2-1

○ 主な改定項目

平成26年7月28日
原子力災害対策室

新旧頁	計画案	項 目	新 計 画	現 計 画
1	第1章 第1節 第3	策定に際し尊重すべき指針	原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」	原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」
1 ～ 2	第1章 第2節 第1	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	「原子力災害対策指針」に基づきPAZ、UPZ及びPPAを定義 ※PPAの範囲の参考となる半径50kmの記載なし	「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する中間報告案に基づきPAZ、UPZ及びPPAを記載
4, 22 ～ 24	第1章 第3節 第1	緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)	「原子力災害対策指針」に基づき緊急事態区分及び緊急時の活動レベルEAL(1～3)を新たに規定	規定なし
5 ～ 6	第1章 第4節 第1	運用上の介入レベル(OIL)	「原子力災害対策指針」に基づき運用上の介入レベルOIL(1, 2, 4及び6)を新たに規定	規定なし
10 ～ 11	第2章 第3節 第2	避難等の判断基準等	OIL1及び2を規定	原子力施設等の防災対策に基づく「屋内退避及び避難等に関する指標」を記載
13	第3章 第1節 第1	県の活動体制	注意体制、警戒体制及び非常配備に係る災害の態様とEAL1、2及び3との対応を規定	注意体制、警戒体制及び非常配備を規定
18	第3章 第6節 第1	避難者等に対する健康相談等の実施	人のスクリーニング等の基準としてOIL4を規定	スクリーニングの基準についての規定なし
19 ～ 20	第3章 第7節 第1	食品等の安全性の確認	飲食物に係るスクリーニング基準及びOIL6を規定 ※「UPZ外における国、地方自治体の役割分担等については、原子力規制委員会において検討中のため、対策指針の見直し後記載予定」と注記	福島第1原発事故に係る食品中の放射性物質の暫定規制値を記載